

第4 法人の状況

1. 資本金の状況

当センターにおける平成24年度末の資本金は、以下のとおりです。

区 分	資 本 金
一般勘定	1,372 百万円
施設整備勘定	—
法人単位	1,372 百万円

2. 役員の状況

役員の定数はセンター法第6条の規定により、理事長1人、理事1人、監事2人を置くこととされており、センター法第8条の規定により役員の任期は3年となっています。

平成26年1月28日現在の役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	任期	経歴
理事長	高井 陸雄 (昭和18年8月15日生)	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和50年 4月 東京水産大学助手 昭和62年11月 東京水産大学助教授 平成 7年 4月 東京水産大学教授 平成13年 4月 東京水産大学副学長 平成15年10月 東京海洋大学長 平成25年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事長
理 事	玉上 晃 (昭和33年7月30日生)	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和57年 4月 山口大学 平成16年 4月 文部科学省高等教育局 高等教育企画課補佐 平成19年 4月 九州大学企画部長 平成21年 7月 文部科学省高等教育局 大学振興課大学入試室長 平成22年 4月 文部科学省高等教育局 医学教育課大学病院支援室長 平成24年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事 (役員出向)

役職名	氏名	任期	経歴
監事 (非常勤)	観山 正見 (昭和26年5月22日生)	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 // 天文台長 平成20年10月 独立行政法人国立大学財務・経営センター監事 (非常勤) 平成24年 4月 広島大学学長室特任教授
監事 (非常勤)	小笠原 直 (昭和40年8月19日生)	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日	平成元年 4月 第一勧業銀行 (現みずほ銀行) 平成 3年12月 太陽監査法人 (現太陽ASG有限責任監査法人) 平成19年 4月 // 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人 代表、代表社員 平成22年 4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター監事 (非常勤)

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

当センターの主務大臣は、センター法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、当センターの理事長及び監事を任命し、または解任することができるかとされています。また、当センターは、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際などには、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

② 会計監査人の監査等

当センターは、通則法により、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

当センターに対しては、会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。(正確性)
- ・会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・事務・事業が経済的、効率的に行われているか。(経済性、効率性)
- ・事業全体が所期の目的を達成し効果を上げているか。(有効性)

(2) 外部評価体制

当センターの業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度毎の評価と中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間毎の評価があります。また、業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省の独立行政法人評価委員会による評価と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による2次評価がされることとなります。

当センターは、文部科学省の独立行政法人評価委員会により各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この文部科学省の独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、当センターに対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

※文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成24年度の業務実績に関する評価については、50頁をご参照ください。

(3) 内部管理体制

① 業務執行体制、運営評議会

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する運営評議会を設け、中期計画、年度計画、予算等の重要事項について審議・助言を受けるなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する連絡会を設置、当該会議を定期的に行い、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、当センターの業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

② 監事監査

当センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図るとともに会計経理の適正を期することを目的とし、当センターには、監事2名を置いています(センター法第6条)。監事は、監事監査規則等に基づき、個々の事務処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人と連携し当センターの業務の監査を行っています。

③ 内部監査室

文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成20事業年度及び中期目標期間に係る評価結果において、当センターの内部統制の体制強化が課題とされ、内部監査室の充実・強化を指摘されたことを踏まえ、平成21年9月29日、内部監査室の体制強化に伴う規則等の改正を行いました。この改正により、内部監査室長に審議役を指名するとともに、定期監査、臨時監査に加え日常監査を規定して、日常監査の役割分担を制定するなど、内部監査室の体制強化を図っています。

- (4) 文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成24年度業務実績評価について
① 当センターの平成24年度に係る業務の実績に関する評価は以下のとおりです。

全体評価

①評価結果の総括

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において事業内容が大幅に縮小された中、相応の組織体制・削減された人員で、第二期の中期計画の達成に向けて業務を順調に進捗させている。
- ・国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付事業を行っている。独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針を踏まえつつ、国立大学法人ときめ細かい連携の下、的確に業務を遂行し、各業務の品質向上と効率化に役員及び職員一丸となって取り組んでいる。法人の統合にかかる問題や懸案事項については、理事長のリーダーシップの下、戦略会議等で検討し、本センターのミッション等を全役職員間で共有しているほか、外部にも発信している。
- ・本センターは国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行っており、国立大学法人側からの信頼感も厚くなっている。また、国立大学附属病院における施設整備等は、地域医療の最後の砦としての公的使命機能を維持するために、大きな役割を果たしている。今後、本センターの事業が国立大学附属病院における教育研究診療機能の高度化に貢献することが期待される。

〈参考〉 業務運営の効率化：A 業務の質の向上：A 財務内容の改善：A

②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策 (改善のポイント)

(1) 事業計画に関する事項

- ・旧特定学校財産の管理処分のうち、広島大学本部地区跡地について、広島市との協議を進め、一部を市に譲渡し、残りの土地の売却についても、売却実現に向けて具体的に進展しており、平成25年度での確実な売却実現が期待される。東京大学生産技術研究所跡地の売却については順調にすすんでおり、今後も着実に実行していくことが期待される。

(2) その他

- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、既存事業の徹底した見直しを行い、重点化、効率化を進めた一方で、業務縮小に伴い、法人全体として人員削減を進めているが、国立大学の運営に欠かせない重要な事業の推進に人員が十分に配置されているか、必要に応じて検討することが期待される。

③特記事項

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について、着実に対応を進めていることは評価できる。一方で、これまで本センターの研究部が担ってきた調査研究については、その重要性に鑑み、継承されることが期待される。
- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」の事項が凍結されている中で、その後の国としての方策の動向も踏まえつつ、国立大学法人等に対する施設費貸付事業や施設費交付事業を維持していくことが期待される。

なお、全文に関しては、当センターホームページ

(http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/pdf/f0000002_24.pdf) において公表されています。